

令和6年度第1回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：2024年6月7日（金）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

１．開　　会

○事務局（江積区政課長）　本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

区政課長の江積でございます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

ただいまより、令和６年度第１回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催させていただきます。

今回新たに就任された４名の臨時委員の委嘱につきましては、誠に勝手ながら、お手元の委嘱状の配付に代えさせていただいておりますので、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、市民文化局長の前田から、一言、ご挨拶を申し上げます。

○前田市民文化局長　皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しいところを、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

また、皆様には、日頃から札幌市の安全・安心なまちづくりの推進に多大なるご理解、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

このたびからご参加いただいております４名の臨時委員の皆様には、お忙しい中、委嘱をお引き受けいただいたことに厚く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、今年３月に本審議会に諮問をさせていただきましたが、現在、札幌市では、第４次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の策定と、こちらは仮称になりますけれども、札幌市犯罪被害者等支援条例の制定に向けた検討を進めております。本日は、この後、この２点につきましてご審議をいただく予定となっております。

私どもは、日々、犯罪に遭われた方々の支援金の支給決定という事務を行っております。決裁の書類には、本当に決裁に必要な必要最小限の情報しか書いてございませんが、それを読むたびに、被害に遭われた方々の心身のおつらさ、そしてまた、身近な方たちの非常に残念な思い、そういったものが感じられてまいります。これは、何とも言葉に代え難いものがございまして、人間が生きていく上で、病気ですとか、自然災害ですとか、本当に人の力ではどうしようもないことはありますが、犯罪というのは人が引き起こすことですので、難しい中にも何とかその低減、予防、再犯の防止の可能性のあるものだと思っております。

我々もそうした思いで一生懸命やっていきたいと思っておりますので、皆様には、どうぞ引き続きお力添えを賜いますようによりしくお願いを申し上げます。

本日も、大変限られた時間ではございますが、皆様のそれぞれのご経験、ご専門の立場から忌憚のないご意見を頂戴できれば大変ありがたく存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（江積区政課長）　次に、事務局から、本日の資料並びに留意事項についてご連絡させていただきます。

まず、本日の資料は、資料１－１から資料２－２になります。また、座席表、委員名簿、審議会規則、臨時委員の皆様には第３次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の冊子を机上に配付させていただいております。

皆様、お手元に資料はございますでしょうか。もし、会議の最中でも、お手元がない場合には事務局にお申し付けくださいませ。

続きまして、留意事項ですが、本審議会は公開となっており、議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合につきましては、お手元のハンドマイクをお使いいただきますようお願い申し上げます。

留意事項等の説明は以上になります。

本日は１７名の委員にご出席をいただいております、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第５条第３項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことを申し添えさせていただきます。

それでは、続きまして、今回新たに就任された臨時委員の皆さんに簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。大鹿委員、鎌田委員、鈴木委員、前田委員の順にお願いいたします。

大鹿委員、よろしくお願いいたします。

○大鹿委員 平成１４年１０月から弁護士登録をさせていただきまして、そのときから犯罪被害者支援委員会に所属させていただき、現在も被害者支援の活動をしています。

よろしくお願いいたします。

○鎌田委員 北海道警察本部犯罪被害者支援室長の鎌田でございます。

皆様方におかれましては、ふだんから警察行政各般にわたりいろいろとご協力をいただき、ありがとうございます。

私は、本年４月にこの職に着任しておりますが、かつては被害者支援の部署にいたり、現場では、主に刑事として現場の作業をしていました。

どうかよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 おはようございます。

札幌国際大学で教員をしております鈴木と申します。

国際大学での教員の生活は今年で６年目になりますが、その前は３５年ほど、札幌家庭裁判所を最後に退職しましたが、家庭裁判所の調査官として少年非行の担当をしていました。そのときに被害者の方々にも多数関わらせていただきまして、その経験を少しでも生かせるなと思っております。

よろしくお願いいたします。

○前田委員 北海道交通事故被害者の会の前田です。

長女が２９年前に脇見運転の車にひかれまして、残された親となりました。１９９９年に道警が交通事故被害者の会の設立を促していただきまして、以来、代表を務めております。

なお、ハートバンドという全国犯罪被害者団体ネットワークの実行委員、それから代表

を今年の３月まで１４年間務めさせていただいておりましたが、その中で、この条例の制定についても主要課題として、私たちが２０１３年からアンケートを取って、基本法に基づく支援が自治体の中ではまだ行き届いていないということで指摘させていただきまして、それが国の第３次計画に反映され、全国で条例制定の動きが始まっております。

今日、こういう場に委員として参加できることを大変ありがたく思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（江積区政課長） ありがとうございます。

続きまして、事務局にも人事異動がございましたので、着任者の自己紹介をさせていただきます。

○事務局（田口地域振興部長） この４月に、西区役所からこちらの地域振興部長に着任しました田口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 同じく、この４月から犯罪被害者支援担当係長に着任しました鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（江積区政課長） ここで、前田市民文化局長は、他の公務がございますので、退席させていただきます。

〔市民文化局長は退席〕

○事務局（江積区政課長） それでは、審議会規則に従いまして、以降の進行を神元会長にお願いしたいと思います。

神元会長、よろしくお願いいたします。

２．議 事

○神元会長 それでは、議事に入ります。

次第１について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 犯罪被害者支援担当係長の鈴木でございます。

次第１の（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例についてご説明いたします。

まず、資料１－１をご覧ください。

こちらは、前回、令和５年度第２回の審議会で使用した資料を時点更新したものです。

本資料を用い、前回の審議会におきまして、１の犯罪被害者等支援に特化した条例検討の背景、２の札幌市の犯罪被害者等支援施策、３の現状の課題を踏まえた特化条例の必要性、４の特化条例の内容（案）、５の検討体制、６の特化条例制定までのスケジュールについてご説明いたしました。

事務局におきまして、本資料の４の特化条例の内容（案）を基本といたしまして、（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例の構成及び規定内容の案を作成いたしましたので、本日はこの内容についてご審議いただきたいと思いますと考えております。

その規定内容案が資料１－２でございますので、資料１－２をご覧ください。

この案につきましては、犯罪被害者等基本法や国の犯罪被害者等基本計画、そして、他

政令指定都市の特化条例の制定内容等を参考にし、作成したものです。基本的には、犯罪被害者等基本法で規定される要素のうち、目的や基本理念の内容や、基礎自治体たる市町村に求められる内容を落とし込んだものとなっております。

なお、犯罪被害者等基本法及び他政令指定都市の特化条例の制定内容の比較表につきましては、参考資料の資料１－３及び資料１－４を配付しておりますので、必要に応じてご覧ください。

それでは、資料１－２の内容について、項目ごとにご説明をまいります。

初めに、１の条例の目的についてです。

ここでは、本条例における目的について規定します。

本条例では、犯罪被害者等基本法第３条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、まず、基本理念を定めること、また、市、市民等及び事業者の責務を明らかにすること、そして、基本的施策等を定めることとし、これらによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするものとしております。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることにつきましては、基本法の目的でもあります。さらに、本条例では、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを併せて目的として掲げております。

次に、２の用語の定義についてです。

ここでは、条例において用いる用語の定義について規定します。

一つ目の犯罪等、三つ目の犯罪被害者等につきましては、基本法第２条の定義と同様に定義を行っているものです。

二つ目、そして、四つ目から七つ目につきましては、この条例において用いる際に意味を統一するために定義づけているものです。

次のページの八つ目の二次被害、九つ目の再被害につきましては、犯罪被害者等が実際に苦しんでいるものということで、この後の基本理念の項目でも出てきますが、この定義の部分で定義を明確にしているものです。

次に、３の基本理念についてです。

ここでは、本条例における基本理念について規定します。

本条例での基本理念として四つを掲げておりますが、三つは基本法の基本理念と同様のものとしております。具体的には、①、②及び④が基本法の基本理念と同様のものです。このうち、②については、支援が途切れることなく行われることを強調するため、語尾を基本法よりも強めております。

そして、この基本法の基本理念の三つに加えて、本条例においては、二次被害及び再被害の発生防止が重要と捉え、③として、これを基本理念とし、四つの基本理念として規定をするものです。

基本理念の順番ですが、基本法の基本理念の順番を基本としつつ、④については、語尾

がほかのものより和らいでいるものでございますので、最後に配置をしているものです。

次に、4の責務についてです。

ここでは、市、市民等、事業者のそれぞれの責務を主体ごとに規定します。

まず、構成についてですが、事務局作成のこちらの素案では、市民等と事業者は責務の内容が重複するものが多いという理由から、市の責務で一つの条、市民等と事業者の責務で一つの条の2条構成と考えております。

責務の内容につきまして、まず、市の責務についてですが、基本法の第4条に地方公共団体の責務という条文がありますので、丸の一つ目はこの規定に沿った内容とするとともに、丸の二つ目で基本法第7条の連携協力の内容も盛り込んでいるものです。

次に、市民等の責務についてですが、基本法の第5条に国民の責務という条文がありますので、丸の一つ目、二つ目とも、この規定に沿った内容としております。

最後に、事業者の責務についてですが、基本的には市民等の責務と同様の規定内容としておりますが、これに加えて、丸の三つ目で、雇用主として、被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、就労、雇用について十分に配慮するよう努める内容を規定しております。

この内容は、基本法の第18条に、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等にも同趣旨の規定がございまして、この規定の要素を盛り込んでいるところでございます。

次に、5の犯罪被害者等の支援に関する計画についてです。

こちらは、犯罪被害者等の支援に係る計画の根拠となる条文です。

これまで、犯罪被害者等の支援に係る計画は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例が根拠となっておりましたが、このたび、特化条例を制定するに当たりまして、本条例を根拠とすべく規定をするものです。

丸の一つ目が根拠となる規定、丸の二つ目が計画策定に当たり審議会にお諮りする内容を規定するものです。

次のページですが、6の相談及び情報の提供等についてです。

ここでは、札幌市における相談・情報提供体制等について規定します。

丸の一つ目は、基本法の第11条に相談及び情報の提供等という条文がありますので、この規定に沿った内容としています。

丸の二つ目は、国の犯罪被害者等基本計画においても設置を要請されている総合的対応窓口について規定しています。

なお、総合的対応窓口については、本市において既に設置済みでございます。

次に、7の経済的負担の軽減についてです。

ここでは、犯罪被害者等が犯罪等によって受けた被害による経済的負担の軽減を図るための給付金支給等について規定をしております。

給付金の支給その他の必要な支援の具体的な内容につきましては、既に札幌市犯罪被害

者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱において定めており、支援金や助成金の支給等、実際に既に運用を行っているところでございます。

したがって、本条例におきましては、経済的負担の軽減の条文においては、概括的な規定ぶりとする 것을考えております。

概括的な規定とする理由といたしましては、まず、他政令指定都市では、条例が制定された後ないしは条例制定と同時に給付金等の支援がスタートとなる場合が多いと把握しているところでございますが、本市では既に要綱で具体的な支援内容が整備されているということ、そしてまた、札幌市では、支援金や助成金など、いわゆる補助金の一般的なルールを定めた訓令がございまして、この訓令では、個々の要綱に基づいて支給をすることを原則としておりますので、犯罪被害者支援金もこの取扱いに従い、既存の要綱を支給根拠としようと考えていることから、このように概括的な規定としているものでございます。

なお、経済的負担の軽減を図るため、給付金その他必要な支援を行うということを議会での審議を経て条例でうたうことになりますので、基本的には、体制の変化などによっても支援制度が後退することとはならないものと考えてございます。

次に、８の民間支援団体への支援についてです。

ここでは、札幌市における民間支援団体への支援について規定します。

基本法の第２２条に民間の団体に対する援助という条文がありますので、この規定に沿った内容としております。

次に、９の広報及び啓発等についてです。

ここでは、札幌市として市民等及び事業者の理解を深めるための広報、啓発等並びに犯罪被害者等の支援に係る人材の養成等について規定します。

丸の一つ目は、基本法の第２０条に国民の理解の増進という条文がありますので、この規定の要素を踏まえた内容としております。

丸の二つ目は、基本法の第２１条に調査研究の推進等という条文がありますので、この規定の一部を踏まえた内容としております。

次に、１０の意見等の反映についてです。

ここでは、札幌市として、犯罪被害者等の支援に当たっての意見等の反映について規定します。

基本法の第２３条に意見の反映及び透明性の確保という条文がありますので、この規定の要素を踏まえた内容としています。

最後に、１１の委任についてです。

ここでは、条例における委任規定を設けております。条例の施行について必要な事項につきましては、市長が別に定めるものと規定をしております。

説明は以上でございます。

○神元会長 それでは、ただいま説明のあった内容について審議に移ります。

皆様、意見や質問等はございませんか。

○皆川委員 条例等の具体的な内容に関するものではなくて、前回お示しいただいた資料についてあまり議論する時間がなかったと記憶しております。そこに立ち返って、二つほど質問したいと思います。

1点目は、札幌市の支援制度がありますけれども、支援件数とか、相談件数とか、予算、費用的にどのぐらいかかっているのか、その規模感を教えていただきたいです。あわせて、他の政令市、特化条例が既に制定されているような都市と比べてこういったポジションに位置するののかという評価ですね。規模感とどのレベルなのかという点を教えてください。

2点目は、前回の資料の3項で、現状の課題を踏まえた特化条例の必要性という項目があるのですが、必要性については説明されているのですけれども、これを読み込んでも現状の課題というものがあまりぴんときません。現行の制度でどんなことが課題になっているのかという認識をお聞かせいただきたいと思います。

この2点をお願いします。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 今、犯罪被害者支援金の支援制度の規模感、他都市との比較という2点のご質問をいただきました。

規模感につきましては、予算としては毎年度1,000万円ほどついてございます。令和5年度で申し上げますと、支給件数が89件、実際の支給額の合計が949万円余りになってございます。他政令指定都市との比較についてですが、もちろん人口規模の違いもありますが、おおむね同程度と考えてございます。

また、現状の課題を踏まえた特化条例の必要性、現行制度の課題についてのご質問だったと思いますが、支援金とか、具体的な施策はありますが、今回、それを束ねる条例として大きな位置付けをして、広く市民に広報、啓発を進め、この取組をより広く知っていただいて、いかに被害者の支援につなげていくかということが課題の一つに挙げられると考えておりますので、我々としてはそのように認識しているところでございます。

○皆川委員 確認ですが、現行制度の運用上、特に課題はないけれども、さらなる制度の施行を目指すという考え方でいいのかという点と、条例施行後に目指すレベルを想定されているのかどうか、想定されているのであればこういったレベルを目指すのか、そこを教えてください。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 現行の制度の課題が全くないのかというところと、今後、条例制定後の取組の想定のレベル感というご質問でございました。

もちろん、今の制度で全く課題がないとは思ってございませんが、この条例施行に当たって、もう少しこうしたほうがいいのかという意見も出てくると思いますので、そういった声を聞きながら、我々としては個別の施策について検討を進めていきたいと考えております。

その行き着く先の想定のレベルにつきましても、現時点で具体的な数値をお示しすることは難しいと考えております。

○大鹿委員 第2条の用語の定義について、2点確認させていただきたいと思います。

一つ目は、犯罪等の定義についてお聞きします。

刑法第39条第1項で心神喪失者の行為は罰しないものとされておりますが、そのような場合であってもというよりは、そのような場合であるからこそ、被害者の支援を行う必要性が高いと思います。そこで、心神喪失者として刑事罰に問われない場合も犯罪等に含まれるのかどうかをご教示ください。

二つ目に、犯罪被害者等の定義についてお聞きします。

今回の条例に先立って成立した札幌市犯罪被害者等支援金及び日常生活等支援に関する要綱の第3条では、遺族または家族の範囲として、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、または犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者も含まれるとされています。

そこで、今回の犯罪被害者等の家族または遺族についても、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、または犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者も含まれるのかどうかをご教示ください。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） ただいま、2点のご質問をいただきました。

1点目は、心神喪失等で、いわゆる責任・違法性が阻却されて犯罪とならない行為も支援の対象となるかというご質問であったと認識しております。

こちらにつきましては、個々の事案にもよるところですが、支援の対象とすべきと判断したものにつきましては、犯罪等の定義にございます、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」として支援の対象とすることになると考えてございます。

2点目のパートナーシップの関係、犯罪被害者等の定義のところですが、本条例の定義の犯罪被害者等における「家族又は遺族」の中にパートナーシップの関係にある方も含まれると考えておりますので、支援の対象になると考えております。

○大鹿委員 分かりました。

○神元会長 ついでに補足しますと、第39条ですから責任阻却ですけれども、触法行為とすると一般の人には分かりにくいと思いますので、「犯罪等」という表現となっていると理解しております。

ほかに質問等はございませんか。

○相内委員 今の大鹿委員のご質問の領域とかぶるところで、会長がご説明してくださったことについて僕の理解が足りなくて大変申し訳ないのですが、「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」の部分です。

僕がよく関わる障がい者分野であれば、児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待とありますけれども、児童虐待は、刑法に触れるようなものであれば積極的に起訴される時代になってきたと思うのですが、現場を見ていて、障がい者虐待とか高齢者虐待については、刑法犯罪に十分触れているというか、どっぷり入っているのではないかと思います。結局は起訴されずに終わるということがまだあります。これはいろいろな理由があるのですが、起訴されないで終わるものをたくさん見てきて、もちろん心の傷という部分については起訴されないから小さくなるわけではないです。

そういった虐待被害を受けた方もこの領域に入ってくるものなのかということと、もし答えられる範囲であれば、この準ずる部分は判断がとても難しいところだと思いますけれども、判断プロセスがあれば参考に教えていただければと思います。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 今、2点のご質問をいただきました。

1点目として、いわゆる刑法に触れないけれども、虐待が支援の対象になるかというところでは、

こちらにつきましても、正直に申し上げて個別の事案によるところがございしますが、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為として支援の対象とすべきと判断したものにつきましては、当然、支援の対象となると考えております。

そして、その具体的な判断プロセスというご質問ですが、これもまさに個別具体の事案によるところですので、基準を明確に示すことは難しいですけれども、例えば、逆に支援の対象とならない例で言いますと、暴力団関係者等、そういった相手は支援の対象となりません。そういった明らかなものはございしますが、個別具体の事例のケース検討が必要になるものがほとんどですので、明確な基準を一言でお示しするのは難しいと考えております。

○相内委員 ありがとうございます。

○神元会長 ほかに質問等はございませんか。

○木村委員 子どもへの暴力防止、CAPの活動しております。

第7条の6の相談及び情報提供のところで、既に相談窓口が設置されているとおっしゃっていましたが、子どもが使えるようなものに関してはいかがですか。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 窓口について、子どもが使えるものというご質問でした。

現状の対応窓口につきまして、特段、大人、子どもというところで制限をしているものではないですが、どうしても周知の仕方とか、基本的には大人が目にする機会が多いというところはあると思いますので、どのような周知ができるかというところは引き続き検討していきたいと考えております。

○大鹿委員 同じ第7条の相談及び情報の提供等について質問させていただきたいと思います。

被害者は、被害によって精神的に余裕がない状態ですので、せめて窓口をたらい回しにさせるようなことだけは避けたいと思っています。明石市では、被害者が窓口を移動することなく、担当部署の人が入れ替わって説明をすることで一つの場所で手続きが済むようにしています。現在、被害者支援とは別の話になりますが、全国的にもお悔やみ窓口が設置されて、ワンストップサービスを行うことが広がっております。被害者がたらい回しにされず、ワンストップで支援を行うということを、より明確にさせていただきたいと思っています。

また、ワンストップの手続きというのは役所に来ることができる人の話ですけれども、被

害者は、被害によって外出することがつらくなって、そもそも市役所に行って支援を受けることができないということも多いです。

そこで、大阪市では、被害者から相談が来なくても市役所から支援に動くというアウトリーチの支援を行っているようですので、札幌市においてもアウトリーチについてのご検討をいただければと思っています。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） ワンストップとかたらい回しにならないような取組をすべきということと、アウトリーチについての2点かと思います。

区役所の職員が犯罪被害者の対応をする際につきましては、部局間、職員間で必要な連携を行いまして、犯罪被害者等が説明を繰り返し行う必要が生じないような配慮はもちろん必要だと考えております。

また、アウトリーチの支援につきましては、政令市では大阪市が行っているというお話をいただきましたが、札幌市としては、犯罪被害者の情報をどのように把握していくのか等、課題があるところでありますので、札幌市として今後何ができるかということは、他都市の事例などを調査研究していきたいと考えております。

区役所の職員や各部局の職員間の連携といういわゆる庁内連携の部分につきましては、どのように条文に反映させていくかというところも検討が必要だと考えております。

○大鹿委員 よろしくをお願いします。

○前田委員 質問と意見になると思いますけれども、支援の対象の罪種についてです。

私は、交通犯罪の被害者で、通り魔殺人の被害に遭ったと当初から感じていますが、最近の被害者はみんなそうです。重症被害の被害者もそうです。

札幌市の要綱の中では過失交通事故は対象になりませんというものだと思いますが、今回の条例制定に際して、その部分を広げていただきたいのです。ほかの政令指定都市でも踏み込んでいる市もあります。

今の時点でそういう拡大を考えておられるのかどうかという質問と、そういう方向で検討していただきたいという意見です。

もう少し付け加えますと、ある市では、自動車運転処罰法の危険運転致死傷罪は対象であるけれども、そうではない事件はそうではないと言っています。私たちは、先ほど言いましたように、全国の犯罪被害者団体、20団体がハートバンドに加盟していますが、7割から8割は交通団体です。交通被害者の団体が4割ぐらいで、交通プラス殺人等の団体がさらに4割ぐらいで、全国大会で集まる仲間も8割ほどが交通犯罪の被害者です。

そういう実態の中で、私たちは犯罪被害者等基本法に希望を持ち、そこに期待をして活動しているのですが、そのメインが身近な自治体における支援です。例えば、交通事故の場合に保険で措置される、それは別問題で、それ以外のところでしっかりお願いしたいということがあります。

そこについての質問と意見です。よろしくをお願いします。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 質問と意見をいただきました。

確認ですが、質問は、今の時点でいわゆる支援金の対象に交通事故のものを含めていくかというところでしょうか。もう一つの意見としては、今後どのようにしていくのかというところで間違いないでしょうか。

○前田委員 その辺は区別して構わないと思います。ほかの市もそのようにやっているところがあります。ただ、はなから過失の交通事故は対象になりませんと、これまでの形からは踏み出していただきたいという意見です。今の時点でどうなのかという質問で、今後のことは意見です。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 質問と意見の趣旨は承知いたしました。

現在のところで申し上げますと、札幌市の犯罪被害者支援金要綱につきましては、国の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律、これがいわゆる犯給法ですが、こちらに倣っておりますので、国と同様に過失を除いているというのが現状の取扱いになっています。

そして、今後どうしていくのかについてですが、他の政令市や自治体の動きもありますので、そういったところを調査研究しながら検討を進めていくというのが現時点で申し上げられるところと考えております。

○前田委員 1点だけ補足します。先ほど、危険運転致死傷罪は犯罪である、それに至らないものは過失であるというものが多くはありますが、実態として違うということはぜひご理解願いたいのです。

危険運転が故意犯ということで規定されまして、これは大きな一歩ではありますが、そこに境界はないわけです。それを踏まえて、今、刑法の見直しもありますが、実態を踏まえて札幌市が少し条例の点で言うと遅れているといえますか、その分は、その後にずっと問題になってきたことを先駆けて踏み込む形に強く期待をしております。ご理解願いたいと思います。

○鈴木委員 今のご意見に関連してですけれども、法律に携わる者としては、故意犯と過失犯で言うと、過失犯というのは故意犯と区別されて扱われるというのが実務の現状です。

ただ、今、前田委員からありましたように、被害者という視点からすると、被った被害というのは故意であるから、過失であるからということで違いはないというところともう一つは、過失であるといった場合、それが防げなかった過失なのか、つまり、予防できなかったものなのかというところの判断は、法律で言うと起訴された内容によってしまうところがあって、前田委員からは、そういったところも含めて、被害者という視点から条例の制定に当たってはいろいろ検討していただきたいというご意見であると伺いました。

また、先ほど、相内委員から、「犯罪等」の定義の「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」という言葉について、判断プロセスがどうなっているのかというご質問もありましたけれども、何をもって準ずると認定したのか、しなかったのかということが明らかにする、つまり、透明性が確保されないと、この条例ができたとしてもその条例が本当に必要だったものなのかというところで疑問が生じるのではないかと感じます。

どういった方々を対象にするのか、その対象にしたのか、しないのか、そこを明らかにするというのが条例の中で図られないと、せっかく政令指定都市の中では最新のものをつくれる機会に恵まれているわけですから、そういったところも議論をしていただければ非常に有意義な条例になるのではないかと思います。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） 先ほど、前田委員から過失についてのご質問がありました。この質問に対する回答に関しまして、1点補足です。

過失が対象とならないと申し上げましたのは支援金の話でございまして、この条例につきましては広く犯罪というものが支援の対象になりますので、例えば、交通事故であっても、道路交通法や自動車運転処罰法によって犯罪として処罰されるものも存在しますので、そういったものについては、条例としての支援の対象とはなりまして、個別の施策である支援金についてはまた別の考え方になってくるということです。

○神元会長 ほかにご意見等はございませんか。

○前田委員 細かいところですが、二次被害にも関係がありますので、意見を述べたいと思います。

基本理念第3項の②です。基本理念の中に、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間云々という文章があります。これは、基本法の条文そのものであることは理解しておりまして、間違いではないです。しかし、私たち犯罪被害に遭った者は、再び平穏な生活を営むことができるようにはならないわけです。それは絶対にならないわけです。

基本法にはこういう文章がありますが、私たちは、道条例の制定に当たってもこのことを指摘して、変えていただきました。なぜかといいますと、これが残っていることによって、二次被害ですね。被害者は当時は大変だっただろう、しかし、例えば交通犯罪であれば損害賠償がされて時間がたてば元に戻っているのではないか、期待を込めてそういうふうに思われるのですが、そうではないのです。それを周りの人に理解していただけないことに私たちは大変傷つくわけです。

ですから、できるだけ広い範囲で実態に合わせた文章にすることが二次被害を防ぐ一歩になるのです。道条例の際にもそのように変えていただいておりますので、市条例の場合もよろしくお願いしたいのです。

「再び平穏な生活を営む」のところを「安心して暮らす」と改定していただきたいという意見です。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） ただいま、基本理念の2ページ目の3番の②の規定ぶりについてご意見をいただきました。

委員のご指摘のとおり、基本法の条文を引用しているところでございですが、今いただいた意見を踏まえて持ち帰りまして、規定ぶりの仕方については少し検討させていただきたいと思います。

○神元会長 ほかにご意見等はございませんか。

いただいた意見を踏まえまして、修正が必要な場合に事務局に検討していただくこととします。

○皆川委員 内容に対する意見ではないのですが、今後の進め方についてお願いがございました。

今日の議論を伺っても、現行制度に対するリクエストと条文自体に関する意見とが一緒くたになって皆さん発言されていたと思います。今の事務局の説明を聞くと、私たちの意見を基に制度自体の変更もあるかもしれないよというお話だったように理解しています。条例制定だけではなくて、制度の見直しも可能性としてはあると理解しています。

今後の進め方として、条例の文言に関する意見と制度の内容に対するリクエストは分けて議論したほうが良いと思いますので、次回以降はその辺の配慮をお願いしたいと思います。

○事務局（鈴木犯罪被害者支援担当係長） ご意見ありがとうございます。

今、おっしゃられましたとおりだと思います。

ただ、条例につきましては、どうしても具体的な施策と表裏一体といいますか、不可分なところもございます。この後、次第２の基本計画の中でも犯罪被害者支援の具体的な取組や施策についての内容がございますので、基本的には条例の審議の中では条文の内容、次第２の基本計画の中では具体的な取組の議論をしていただきたいと事務局としては考えております。ただ、繰り返し申し上げますが、条例の内容は取組と不可分でございますので、そういった議論を全く排除するものではございません。

○神元会長 ほかにご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 それでは、修正等がございましたら、次回の審議会にてご教示ください。

続きまして、次第２につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 私から、次第２の第４次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画についてご説明させていただきます。

説明資料は、お手元の資料２－１、カラーのＡ３判横の資料２枚の計画の概要版と、資料２－２、計画の本書の素案の冊子の２点になります。資料２－２の計画本書の素案につきましては分量が多いものですから、本日は主に資料２－１の概要版を用いて基本計画の構成についてご説明させていただきます。

なお、第４次基本計画の内容には、現行の計画であります第３次基本計画における取組状況や成果指標の達成状況なども含まれておりますことから、前回の審議会における説明と重複する部分もございますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、資料２－１、概要版の「第１章 計画の策定にあたって」をご説明いたします。

この章では、本計画の策定趣旨や、札幌市のまちづくりの計画体系の中における位置付けなどが整理されております。

まず、「1 計画策定の趣旨」につきましては、札幌市では、平成21年に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」、名称が長いので、今後は「安全・安心条例」と言わせていただきますけれども、こちらの条例を施行しておりまして、その中で、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援に関する基本計画を策定することが定められております。

これまで、3次にわたって基本計画を策定してきましたが、今回、検討を行いますのは第4次の基本計画となります。

続いて、「2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪」につきましては、例示として、自転車盗や空き巣などの窃盗犯や特殊詐欺などの知能犯などを挙げさせていただいておりますけれども、主に日常生活の身近なところで発生する犯罪が対象となっております。

続きまして、「3 基本的な考え方」では、基本計画で推進していく安全で安心なまちづくりと犯罪被害者等支援の考え方を整理しております。

まず、「安全で安心なまちづくり」とは、「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と安全・安心条例において定義しております。「犯罪を誘発する機会」とは、「照明がなく暗い」「周囲に人がおらず誰も見ていない」、「遮蔽物があって見通しが悪い」など、犯罪をしようとする人が犯罪を行いやすいと感じる状況や環境のことを指しております。

次の「犯罪被害者等支援」につきましては、国の「犯罪被害者等基本法」や、今、制定に向けて審議中の「（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例」に基づいた犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、安全で安心して暮らせる社会を実現するための支援の取組ということになります。

続きまして、「4 計画の期間」につきましては、来年度、令和7年度から令和11年度までの5年間としております。

「5 計画の位置付け」につきましては、札幌市の計画体系の最上位に位置する第2次札幌市戦略ビジョンの基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置付けられるものとなります。

続きまして、「第2章 犯罪の現状と課題」についてご説明いたします。

本章では、各種犯罪統計や防犯に関する市民意識調査によって明らかになりました札幌市における犯罪情勢及び市民の防犯意識の推移や、現行の計画であります第3次計画の検証を行っております。

「1 犯罪の状況」をご覧ください。

ここでは、札幌市における刑法犯認知件数の推移をグラフと表でお示ししております。

平成13年のピークから減少を続けまして、令和3年には8,633件となりましたけれども、令和4年から増加に転じ、令和5年は1万1,263件となっております。

続いて、「2 市民意識の実態」をご覧ください。

ここでは、毎年実施しております市民へのインターネットアンケートの主な回答結果について、令和2年度と令和5年度の比較を掲載しております。

表の２点の設問につきましては、３次計画の成果指標にも設定しているものなので、この後にご説明させていただきます。

続いて、「３ 第３次計画の検証」をご覧ください。

第３次計画では、計画の成果を測る指標として、三つの成果指標を設定しておりました。成果指標の項目とその推移は、表に記載のとおりとなります。

一つ目の成果指標は「札幌市の刑法犯認知件数」で、目標値は令和６年に９，０００件未満としておりました。件数の推移は先ほどご説明いたしましたが、街頭犯罪の増加などの影響により、令和４年から増加に転じており、目標値からは離れている状況でございます。

二つ目の成果指標は「自ら犯罪に遭わないよう防犯意識を持って暮らしている市民の割合」で、目標値は令和６年度に９５％としておりました。直近、令和５年度の数値は８５．２％であり、令和元年度の８９％からおおむね横ばいで推移している状況となっております。

三つ目の成果指標は「地域で防犯活動を行っている市民の割合」で、目標値は令和６年度に２５％としておりました。直近、令和５年度の数値は１０．８％であり、令和元年度の７．５％から約３ポイント増加しております。

資料の右側に移ります。

「（２） 重点テーマの達成状況」をご覧ください。

第３次計画では子どもの安全を重点テーマに据えまして、基本方針ごとに重点取組及びその達成目標を設定しておりました。

下の表に記載のとおり、達成目標は３項目を設定しておまして、達成目標１の「防犯関連講座の実施回数」につきましては、令和５年度末時点で累計１７回と、既に目標を達成しております。今年度も、市内の小学生に講師を招き、体験型の防犯教室の実施を予定しております。

達成目標２の「ながら防犯活動の登録人数」につきましては、令和６年度末までの目標の１万人に対し、令和５年度末時点で６，８３７人となっております。制度開始が令和４年６月とまだ２年という状況の中で、現在も登録の申込みを定期的にいただいております。負担感の少ない活動として多くの市民に受け入れられているものと考えております。

達成目標３の「町内会が設置する防犯カメラの新規設置台数」、こちらは札幌市の補助金を活用して設置された防犯カメラの台数を集計したものでございますけれども、目標値の５００台に対して昨年度末時点で２６８台となっております。

防犯カメラの設置に当たりましては町内会の合意形成が必須となりますが、コロナ禍により町内会の活動が縮小されていた時期と重なっていたこともあり、申請が一時期伸び悩んだ経緯がございます。

なお、令和４年度からは申請台数が増加傾向にありまして、今年度も既に多くの町内会から設置を希望する声をいただいているところでございます。

続きまして、「4 第3次計画の総括と方向性」をご覧ください。

第3次計画の基本施策についてはおおむね実施できているところがございます。令和2年の「犯罪被害者等支援制度」の創設や、令和4年の「札幌市客引き行為等の防止に関する条例」の施行といった社会的な問題に対する対策も実施してきたところがございます。

成果指標につきましては、先ほどご説明しましたとおり、現時点では目標には達していない状況にあります。

刑法犯認知件数につきましては、自転車盗がコロナ禍以前との比較で件数の増加が顕著となっており、今後の課題であると認識しております。しかしながら、「札幌市が犯罪の被害に遭わずに安全に安心して暮らせるまち」だと思える人は着実に増加しており、第3次計画の取組について一定の成果があったものと分析しております。

一番下の点線の囲みのところになりますけれども、第4次計画の方向性としましては、第3次計画で実施してきた市民の防犯意識を高め、刑法犯認知件数を減少させていく取組を引き継ぐとともに、課題である自転車盗対策や、犯罪への加担防止も含めた特殊詐欺対策として、近年、社会問題にもなっている闇バイトなどの対策も講じていくことが必要だと考えております。

資料裏面の「第3章 計画の構成」についてご説明いたします。

本章では、第2章で検証しました第3次計画の達成状況などを踏まえまして、第4次計画における目標や基本方針などの計画の構成を示すとともに、目標の達成状況を把握するための成果指標を設定しております。

まず、この計画の基本目標につきましては、犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現としております。こちらは、第1次計画から一貫して変わっておりません。

続いて、基本方針としましては、色分けで記載しております四つの基本方針を設定しております。それぞれの基本方針にひもづく基本施策を設定しております。

基本方針については、先ほどご説明したとおり、第3次計画の取組を引き継いでいるところがございます。

基本施策につきましては、資料の2枚目に計画の体系図を掲載しておりますので、こちらの資料も併せてご覧いただければと思います。

まず、基本方針の1点目は、「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」でございます。

市民の防犯意識の向上は、犯罪被害の未然防止につながります。この方針に基づく基本施策としましては、「個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供」として市民全般への広報啓発を行うほか、子ども、女性、高齢者といった対象者に応じたきめ細やかな広報啓発を行っていくこととしております。

続きまして、基本方針の2点目は、「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し、支え合うまちをつくる」でございます。

安全で安心なまちづくりを推進するためには、市民一人一人の防犯意識の向上に加え、

地域が一体となって連携・協力していくことが重要ですので、この基本方針を設定させていただきました。

この方針に基づく基本施策につきましては、2枚目資料の体系図に記載の5点となっております。こちらでも、子ども、女性、高齢者といった対象者ごとに施策の展開をしていくこととしております。

続きまして、基本方針の3点目は、「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」でございます。

道路や公園などの公共空間や公共施設の安全性を高めることは、犯罪を誘発する機会の減少が期待できます。

この基本方針を達成するための基本施策としましては、「1 市民自らが行う環境整備の促進」、「2 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等」を設定しております。

また、薄野地区を中心とした歓楽街については、性風俗店への勧誘や飲食店への客引き行為など、安全で安心な環境を脅かす都心部特有の迷惑行為が発生していることから、歓楽街等を対象とした環境改善も基本施策に位置付けているほか、暴力団についても条例に基づいた排除を進めていくべきものとして、暴力団等の排除も基本施策の一つに設定しております。

最後の4点目の基本方針は、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する」でございます。

こちらを基本方針として設定する意義につきましては、次第1の「（仮称）札幌市犯罪被害者等支援条例」に係る審議の中でもご説明させていただきましたけれども、条例の目的を達成するために、記載の4点、「犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発」、「総合的対応窓口等における対応」、「犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援」、「犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援」を基本施策に位置付けております。

資料1枚目の左側の中段、「3 重点テーマ」をご覧ください。

第3次計画では「子どもの安全」を重点テーマに設定しておりましたが、第4次の計画でも「子どもの安全」を引き続き重点テーマに設定し、関連する取組の推進を図っていきたいと考えております。

また、近年の高齢化の進行を背景に、特殊詐欺を中心とした高齢者を狙った犯罪が深刻化しておりますことから、高齢者の安全を新たな重点テーマに設定したいと考えております。

それぞれの重点テーマの進捗状況を適切に把握するための達成目標としましては、その下に記載の2点としております。

達成目標1「『子どもの安全』及び『高齢者の安全』関連講座の実施回数」につきましては、それぞれ150回、年平均30回の実施を、達成目標2「ながら見守り活動登録制度における事業者等の登録件数」につきましては、現在の登録件数の約5倍の1,000

件の登録を目標に設定しております。

続きまして、「資料右上の「4 成果指標」をご覧ください。

計画の基本方針に基づいた各施策や重点テーマの取組を評価するための指標として、記載の4件を目標といたします。

成果指標1から3までにつきましては、第3次計画において設定しておりました成果指標を引き継ぎ、改めて目標達成を目指していきたいと考えております。

成果指標4の「犯罪被害者等支援に関心のある市民の割合」につきましては、社会全体で犯罪被害者等を支える機運の程度を測る指標として新たに設定したもので、計画の最終年度には市民の半数の50%を達成したいと考えております。

続きまして、「第4章 計画体系と取組」につきましては、こちらの概要版では章立ての表記がありませんけれども、資料の2枚目に示しております計画の全体像と具体的な取組内容を紹介する章となっております。

こちらの体系図の右側に記載されている各取組には番号が振られておりまして、ご覧のとおり、延べ93の取組がございます。これらの取組は、各部局において令和5年度に実施された取組のほか、新たに実施を予定している取組や、今後事業内容の見直しなどによりレベルアップを予定している取組を掲載しております。

番号の横に赤字で⑨と書かれた新規の取組は延べ5件、㊦と書かれたレベルアップを行う取組は延べ12件となっております。本日は、これらの取組内容についてご説明いたします。

まず、新規の取組の想定している内容についてご説明いたします。

「04 SNS等を活用した防犯に関する情報発信」につきましては、札幌市公式SNSを活用した定期的な犯罪発生状況等の発信を想定しております。

「05 闇バイトの防止に関する啓発」につきましては、大学などと連携して、若い世代に対し、闇バイトに加担しないことや被害に遭わないための広報啓発を実施することを想定しています。

「06 住まいの防犯対策の啓発」につきましては、住宅への侵入犯罪の手口や有効な防犯対策を札幌市公式ホームページなどで発信することを想定しております。

「83 事業者の理解促進に向けた情報発信・広報啓発」につきましては、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、事業者とその従業員が正しい理解と知識を持ち、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運が高まるよう広報啓発を実施することを想定しております。

続きまして、レベルアップを行う取組を想定している内容についてご説明いたします。

「01 市民に対する啓発活動」につきましては、自転車盗を減らすための取組として、盗難防止を呼びかける広報啓発に力を入れていくことを想定しています。

「02 防犯に関する出前講座の実施」につきましては、高齢者の安全を重点テーマに設定することを踏まえ、高齢者が気をつけるべき防犯のポイントを総合的に説明する講座

を新設することを想定しております。

「03 地域単位での犯罪情報等の共有」につきましては、地域防犯活動団体等に定期的に情報提供している犯罪発生状況等の内容に関しまして、より活動に役立てられるよう内容を見直すことを想定しております。

「13 防犯教室の実施」については、子どもの世代ごとに遭いやすい犯罪被害に合わせて防犯教室の内容を見直すことを想定しております。

「14 インターネットトラブル対策の充実」につきましては、スマートフォンの普及により子どものインターネットトラブルが増加していることから、被害の多いインターネットトラブルの情報を適宜提供することを想定しております。

「27 特殊詐欺被害防止のための啓発の実施」につきましては、令和5年度から実施している敬老の日に合わせて重点的な啓発について、4次計画においても継続する想定でありますことから、3次計画からのレベルアップとして掲載しております。

「28 犯罪被害予防のための啓発の実施」につきましては、高齢者等が自ら防犯に取り組めるよう、出前講座やホームページ等での情報発信をより理解しやすい内容に見直すことを想定しております。

「30 『ながら見守り』活動を推進するための啓発・支援」につきましては、より多くの市民や事業者にご参加いただけるよう、新たな広報手法で参加を促進していくことを想定しています。

「75 迷惑行為の防止」につきましては、札幌市客引き行為等の防止に関する条例に関して市民、観光客、事業者に対して新たな手法で広報啓発を実施することを想定しています。

「82 市民の理解促進に向けた情報発信・広報啓発」につきましては、犯罪被害者等が陥る状況や二次被害などについて、市民が正しい理解と知識を持ち、社会全体で犯罪被害者等を支えていく機運が高まるような啓発を実施するということを想定しております。

「92 犯罪被害者等に対する支援金・助成金の支給による支援」につきましては、過去の実績や他都市の状況を踏まえて支援内容の検討を想定しております。

以上が新規及びレベルアップの取組となりますけれども、今後、引き続き関連部局と協議を重ねながら取組を再整理していく予定でございます。

続きまして、「第5章 計画の推進」についてご説明いたします。

本章では、計画策定後の推進体制について説明しております。

関連部局による各取組の実施状況や成果指標の動向の把握につきましては、庁内の関連部局で構成される「犯罪のない安全で安心なまちづくり等庁内推進会議」の中で行い、組織横断的な計画推進を図っていきます。

計画の進捗状況につきましては、これまでと同様に審議会においてご報告させていただき、いただいたご意見等については関連部局と共有を図っていきたいと考えております。

また、計画の推進には、北海道警察や地域防犯関係団体、犯罪被害者等支援団体などと

の連携は欠かせませんので、さらなる関係強化を図っていきたいと考えております。

以上、概要版で計画の全体像を説明させていただきましたが、最後に、資料２－２の計画本書の素案を用いまして、何点か補足をさせていただきます。

計画本書素案の５ページ「５ 計画の位置付け」をご覧ください。

前回の審議会におきまして、相内委員から、「障害となるものは社会構造の中にあるという『社会モデル』の考え方を無理のない範囲で落とし込んでほしい」というご意見をいただいたところでございます。

「障害の社会モデル」という考え方は、札幌市が目指す共生社会の実現に向けて不可欠なものであると認識しております。本計画では、特に犯罪被害者等支援の分野におきまして、共生、ユニバーサルな視点を踏まえた取組の推進が必要と考えておりますので、こちらの本文にその旨を明記しました。

続きまして、４０ページの各取組の「０１ 市民に対する啓発活動の実施」をご覧ください。

前回の審議会におきまして、山崎委員から、「刑法犯認知件数を減らしていくことを目標とするならば、件数が多い自転車盗を減らしていく取組を考えていくべきではないか」とのご指摘をいただいたところでございます。

本計画では、自転車盗を減らすための取組として、盗難防止を呼びかける広報啓発に力を入れていきたいと考えております。特に、自転車を利用する機会が多い学生層などに向けた広報啓発の手法について今後検討してまいります。

続きまして、５０ページの各取組の「７０ 公共空間の安全性の確保・維持」をご覧ください。

こちら、前回の審議会におきまして、山崎委員から、「中島公園のような大きな公園に札幌市が自ら防犯カメラを設置する考えはあるのか」とのご意見をいただきました。

このご意見につきましては、公園管理の担当部局にも共有しましたが、防犯カメラの設置は財政的な課題などもあることから難しく、現在、公共空間の安全性の確保、維持については、街路灯の更新や周囲からの見通し確保などに配慮した整備などを進めているところでございます。

大変説明が長くなりましたが、以上です。

○神元会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のあった内容について審議に移ります。

皆様、意見や質問等はございませんか。

○佐々木委員 ゆいネット北海道の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

テーマが犯罪のない安全なので、防犯、被害者支援ということですが、性被害であれば加害者が１００％悪いとなったときに、読み替えて、加害者にならないための教育はどういうふうにするかということがこの中に一つもないと思います。被害者に対して防犯をするということばかりで、加害者にならないためにはどういう教育をしていくのか、札幌市

としてどういう施策を考えられているのでしょうか。

また、最後の70ページの公共空間のところに街灯を多くするとあります。これは関係ないかもしれませんが、私の家の近くの新興住宅街の向かいに公園がありまして、駐車場を広く取ったのです。そうしたら、そこでスケートボードをする子たちが多くなって、近隣の人たちがスケートボードをやっているのがうるさいからといって、街灯を全部消したのです。もう半年以上たちます。あそこの空間は、木々が生い茂っていて、本当に危ない感じがするのですが、近隣の住民の意向で簡単に消してしまっているのです。

スケートボードをしているのは子どもたちだと思うのですがけれども、離れた公園にスケートボードができるところがあるので、そこに行ってくださいと言っても、その中学生、高校生の子はどういうふうに行くのでしょうか。

ですから、札幌市の計画が末端の区、地域に浸透していくにはどうしたらいいのか、具体的にどのように考えておられるか、聞かせていただきたいと思います。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 2点のご意見、ご質問をいただきました。

まず、この計画の中で、加害者にならないための教育、施策についてどう考えているのか、計画案の中には見えないというご意見ですが、小学校、中学校の世代にどのように啓発をしていくかというのは大事な視点だと思います。

第4章の取組一覧につきましては、関係部局と調整して整理したものでございますので、学校教育などの場において、加害者にならないための取組というものが行われているのか、改めて教育委員会など関係の部署に確認いたします。

○事務局（江積区政課長） 2点目のご質問、この計画を区や地域に浸透するための取組についてお答えいたします。

札幌市には様々な市政課題がありまして、その中でも「犯罪のない安全で安心なまちづくり」というような視点は大事です。先ほど推進体制の中でお話しさせていただきましたけれども、この計画を庁内の関連部局が理解しながら、安全・安心なまちづくりの取組を進めていくために、庁内の会議も設けて、計画策定後も審議会でのご意見をしっかりと伝えていきながら、全庁的な計画内容の共有を図ってまいりたいと思っております。

○木村委員 私のCAPの活動は、子どもを暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもしないという人権教育プログラムなのです。なぜ子どもが暴力の被害に遭うかという大きな要因は、人権が尊重されていない、社会的な力がない、情報が届いていない、そして、孤立しているということが分析された上でのプログラムになっているのです。

今回の4次計画では子どもにもフォーカスしてレベルアップということですがけれども、民間で30年近く全国的にも評価されているプログラムがあつて、私もここに長いこと関わらせていただいております。4次計画では民間の活用ということも入れていただくことをご提案したいと思います。

回数も大事だと思うのです。何回やったかで評価されていて、私たちもそういう評価を出すのですがけれども、さらに、アウトプットだけではなくて、アウトカムですね。私たち

は事前事後調査もしていて、CAPを受けた後には安心が1.4倍に増えるのです。何で安心するかという話は別の機会にしたいと思いますが、そこら辺も含めて連携して、どっちもやっていったらいいのではないかなと思うのですけれども、その方法をご提案したいと思います。具体的には「13 防犯教室等の実施」です。

それから、「82 市民理解の促進に向けた情報発信・広報啓発」の二次被害の理解に関しても、社会、周りの大人がどう受け止めるかのところの対応の研修も私たちは大人向けにやっているので、そういうものも活用いただきながら、市の職員さんだけが頑張るのではなく、地域の私たちも一緒になってこの条例と札幌市を安心・安全にしていきたいと思います。

○事務局（江積区政課長） ありがとうございます。

民間の中でも安全で安心なまちづくりに向けて様々な活動をされていることは認識しておりますので、私どもの事業とどういった形で一緒にできるのかということは、今後も引き続き考えてまいりたいと思っております。

指標の関係なのですが、行政の指標は非常に難しく、アウトカムを指標にするときに、適切なアウトカムは何なのか、日々悩みながら設定しております。

アウトプットの指標も、一定程度見やすい指標ということで、分かりやすい部分があるのですが、その辺の指標の考え方については様々な施策を実施する中でも日々検討していく中身だと思っておりますので、どういった指標としていくのが良いのか、引き続き検討してまいりたいと思っております。

貴重なご意見をありがとうございます。

○神元会長 ほかにご質問、ご意見等はございませんか。

○桑原委員 女のスペース・おんの桑原です。

皆さんの意見の中にもございましたし、CAPさんからも今、ご意見いただいたと同様の意見なのですが、私どもはDV被害者支援をしております、例えば、お子さんが父親から虐待を受けたときに児相に保護されますが、その背景には必ず妻へのDVがあります。そこは表面化していないものですから、加害を加えたのが例えばお父さんでしたら、そこと児相とお話をして、これからはちゃんと育てていけるという更生の意見が求められたときに、お子さんは安心・安全ではない環境に戻されるわけです。その裏に必ずDVがあるので、そこも含めて、お母さんのこともきちんと支援していただきたいなというところは、ずっとこれまでも、これからもしていただきたいなと思うのですけれども、そういうことも含めて、表面化しない、刑法に触れないような事案が家庭内暴力でして、この審議会の中では犯罪を犯した方の支援も含め、被害を受けた方の支援を含めという内容が主だと思うのですけれども、そこで加害者にならないための取組を、先ほど意見がありましたけれども、そこも含めて次の条例でも組み込んでいただければと思います。

DV罰という加害者に対しての罰がない限り、これからも共同親権の法案が決まり、2年後の施行に向けて私たちもその対策に追われているわけですが、表面化しない方への支

援もどこかに組み込んでいただければと思うのですけれども、官民の連携が必要になると思います。ですから、今ご意見がありました、市だけとか道だけではなく、民間団体も協力させていただきたいと思います。ぜひお願いいたします。

○事務局（江積区政課長） これまでもいろいろとご協力をいただいて、一緒に事業等もさせていただいておりますので、引き続き、そういう視点をしっかりと持って事業を進めてまいりたいと思います。

○神元会長 ほかにご質問、ご意見等はございませんか。

○皆川委員 まず、1点目は、第1章の3の基本的な考え方です。

ここに、「犯罪を誘発する機会」として、照明とか、周囲に人がいないとか、遮蔽物があって見通しが悪いという項目が記載されています。5年前の第3次計画の場合はこれでよかったのかもしれませんが、現状、社会問題となっている特殊詐欺とかネット犯罪について、この「犯罪を誘発する機会」の中に、例えばインターネットを含めるとか、そういった特殊詐欺とかネット犯罪の記載をこの基本的な考え方の中に盛り込むタイミングだと思うので、ぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

2点目は、「第2章 犯罪の現状と課題」という項目での、課題の導き方なのですが、この概略版の資料だけでは、課題として自転車泥棒と闇バイトと出てきているのがちょっと不自然で、非常に分かりづらいです。それで、本書では30ページに「第3次計画の総括と方向性」ということでまとめられているのですが、これを読んでも自転車泥棒と闇バイトが課題なのかとちょっと違和感があります。

例えば、データ分析の中で、概要版には出ていないのですが、刑法犯認知件数1万1,000件のうち子どもの被害が4,000件を超えているので、そういう厳然とした割合の大きさ、子ども対策というのは課題になると思うので、ぜひ入れ込んでいただきたいというデータです。

それから、先ほども言った特殊詐欺とかネット犯罪などがなぜ課題として記載されていないのか、ここも書いてほしいところで、子どもの関係とネット犯罪は課題ではないのか、これを書いてほしいですし、それを丁寧に30ページの第3次計画の総括の方向性の中に落とし込んでいただきたいのです。

この2点についていかがでしょうか。

○事務局（江積区政課長） 貴重なご意見をありがとうございます。

まず、1点目の犯罪を誘発する機会の例示ですが、これは前回の計画のときのままなのですが、おっしゃるとおりの部分があると思いますので、こういった書き方ができるのか、事務局で検討させていただきたいなと思います。

また、先ほどおっしゃった重点テーマに関する書きぶりについても、こういったことができるのか、考えさせていただきたいと思います。

○皆川委員 考えていただくに当たっての希望なのですが、資料の組立て方として、まず、課題を整理して、それを明確に示していただくと。重点テーマとして取り上げる事項とい

うのは、その課題の中から選択すべきです。それから、達成目標や成果指標というのは、課題解決の度合いを評価できる項目を盛り込むべきです。

課題と重点テーマと成果指標をリンクする形で取りまとめていただくと、非常に分かりやすいものができると思いますので、そこも留意して作成いただきたいと思います。お願いします。

○事務局（江積区政課長） どこまで、どういう形にできるのか、ご意見を踏まえて考えてみたいと思います。ありがとうございます。

○神元会長 ほかにご意見、ご質問等はございませんか。

○山崎委員 まず初めに、前回の意見を反映していただきまして、誠にありがとうございます。

改めていただいた資料をいろいろ見たのですけれども、総括の内容は全くそのとおりだと思うのですが、これに対して、対象となる札幌市民の方々の意識はまだまだ全然低いのではないかと感じております。だからこそ、おっしゃるとおり、もっと広報啓発が必要だなと考えております。

例えば、基本計画の14ページで、札幌市民の防犯に関する意識、アンケートの関係ですが、基本計画の14ページの「ウ 常に防犯意識をもって暮らしていますか」という設問に対して、「どちらかといえば意識をしている」は7.7ポイント上昇しているのですけれども、「常に意識している」という割合は48.8%から35.6%へと13.2ポイント減少しているのです。トータルすれば前回の調査とさほど変わらないという評価ができるのですけれども、個別に見てみますと、意識としては落ちてしていると捉えられると思います。

また、15ページの「エ どのような防犯対策をしていますか」という設問ですが、一番上にあります「外出や就寝の際などには窓を必ず閉める」というのは最も基本的な防犯対策になるのですけれども、この割合も7.1%減少しているのです。

最近、去年の1月ぐらいから、闇バイトによる侵入強盗とか侵入窃盗がマスコミなどでも大きく取り上げられて大変問題になり、今でも問題になっているのですが、そういった情勢を踏まえたと、この後にアンケート調査をしていますけれども、本来であればこの数値は上昇してもいいはずなのに、上昇していないと。

厳しい言い方かもしれませんが、札幌市民の防犯意識はまだまだ低いと考えられて仕方がないと思います。

ですから、まずは市民の防犯意識をもっと高めていかなければならない、そういう認識を持って計画に取り組んでいくべきだということが第1点です。

もう一つは、また自転車盗対策ですけれども、刑法犯認知件数を減らすためには、全国的に6割5分から7割は窃盗犯が占めるのですが、その中でも自転車盗はどこも多いです。体感治安を高めるためには、治安のバロメーターと言われている刑法犯を減少させるということは計画で必要なことでございます。それで、自転車盗を減らすべきだという意見を

私は言っていたのですが、同じ設問の中でも、「自転車やオートバイの防犯登録を行っている」という回答は僅か26%にすぎないのです。自転車の防犯登録は法律で義務づけられておりまして、自転車を所有している方は必ず防犯登録をしなければなりません。

最近、交通部で、乗車用ヘルメットをなさいと盛んに言っていますが、乗車用ヘルメットは努力義務ですが、防犯登録というのは、努力するもしないも、完全な義務なのです。これは絶対しなければならないのです。

これは札幌市民だけではないと思うのですが、国民、道民、市民の間にまだまだ周知されていないのではないかと思います。

バイクのグッドライダーという登録制度はあるのですが、これは任意の登録制度でございまして、バイクは自転車ほど所有者が多くはないと思います。ただ、自転車は子どもから大人まで幅広く普及しておりますので、回答者もこの低い数値は自転車保有者のものというふうに評価できると思います。

防犯登録は車やバイクのナンバープレートと同じですし、被害回復の手がかりにもなりますし、犯人検挙の端緒にもなるのです。自転車に車体番号というものが刻印されているのですが、防犯登録をしないと車体番号も登録されません。車体番号を見れば誰の持ち主か分かるだろうと誤解されている方がいるかもしれませんが、防犯登録をしなかったら、車体番号は登録されていないので、誰のものか分かりません。防犯登録して仮にシールが剥がされても、車体番号が刻印されていますから、登録していればその車体番号から分かるということですが、恐らく皆さんはそういったこともご存じではないと思うのです。そこで、ぜひ防犯登録も促進を図っていただきたいということです。

警察官は、自転車盗の犯人を捕まえるために、まず、防犯登録のシールで照会をして、登録をしているか、していないかから始まるのです。登録していても本人の名義かどうかということで職務質問を続けて、追及して、突き上げていく、そういうふうに犯人を捕まえるのです。

犯人を捕まえなかったら犯罪も減らないわけです。犯罪抑止対策上、検挙と予防は両輪と捉えておりまして、犯罪を減らすためには、一般的な防犯、予防だけでなく、検挙することも必要です。そういった意味でも、防犯登録は必要な武器になるので、防犯登録の促進を図ってください。

同じアンケートの中で、ツーロックも20.2%しかないのです。自転車盗を防ぐためにツーロックと防犯登録は必須の要件です。

前回の計画ではツーロックと防犯登録という文言が入っていたのですが、今回は入っていないのです。なぜ消したのかと思ったのですが、先ほどのお話にありましたように、自転車盗対策の柱として広報啓発の部分で取り組むということをおっしゃっていただいたので、この40ページのアの基本施策1の「01 市民に対する啓発活動の実施」の中に、ツーロックと自転車防犯登録の徹底を図るという表現をぜひ盛り込んで復活させていただきたいという要望です。

よろしくお願いいたします。

○大鹿委員 私は子どもアシストセンターの調査員をしているのですが、最近、自分の裸の写真を送ってしまったというトラブルが多いのです。それは、そういう行為がどういう結果につながるかということを知っているだけでも防げると思うので、本当に早い段階で知ってほしいと思いますし、CAP様とか、DVの家庭内の問題は、その子どもにとっては、その世界が当たり前で、異常ということが分からないところもあるので、自分の世界が異常であるということを早く知ってもらうというのはすごく大事なことだと思います。

民間の団体の人たちはノウハウをすごく持っていますから、それを活用してもらって、早い段階で知ってもらうということが犯罪防止につながると思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（江積区政課長） 山崎委員と大鹿委員から貴重なご意見をいただきました。

山崎委員からご意見をいただいた点について、こういった形で入れ込めるのか、事務局の中で考えさせていただきたいと思います。

大鹿委員もご意見をありがとうございます。課題としては、ここの安全で安心なまちづくりの視点だけで解決できる部分ではないと思いますけれども、非常に重要な視点であると思いますので、引き続きそこについても考えていきたいと思います。

○神元会長 ほかにご質問、ご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 それでは、いただいた意見を踏まえまして、修正が必要であるならば事務局が検討しまして、次回の審議会でご提示いただくということでよろしくお願いいたします。

最後に、各委員から、これまでの議論全体を振り返ってご質問、ご意見等はございませんか。

○鎌田委員 北海道警察の鎌田でございます。

本日、いろいろな意見を拝聴しまして、札幌市に関することというより、治安に関することで、警察として自分事として捉えてやってまいりたいと考えております。

また、条例と基本計画に向けて、魂を入れて実態に落とし込む必要があると思いますが、我々がここに集まっていることが大事だと考えています。

現在の道警察の方向性について若干ご紹介させていただきます。

特に犯罪被害者支援に関しましては、昨年、国の有識者会議でも提言されましたように、多機関連携について問題意識があります。これを具体的にどうやるのかについては、自治体がコーディネーターとなってやるということで、その後、自治体の支援調整会議をやって皆さんが顔を合わせます。要は、真っ暗闇になってしまった被害者たちがこういうものにいかに早くたどり着かせてあげるかということをみんなで協力しています。今、北海道警察では、そこについていかに実態に応じてやっていくか、考えております。

多機関の中でも、先ほどの犯罪被害者等支援条例の規定項目にありました、窓口を設置していただいているということが非常にありがたいと思っていまして、まず、その窓口が

コーディネーターになって落とし込んでやるということが大事だと思っております。今後、これと並行しまして、区政課の皆様にも、実際の事件で、結局、そういう視点に行き着いていないような事例もかなりございますので、そういう事例をご紹介させていただきながら、これと並行しながら、落とし込めるよう協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかの機関の皆様方におかれましても、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○神元会長 さらにご質問、ご意見等はございませんか。

○皆川委員 議題とは全く関係ない話ですが、前回の会議の記憶を呼び戻そうとしてホームページで議事録を確認したのですが、まだ載っていなかったようです。3か月弱なのですが、これはイレギュラーですか、定常ですか、できれば早く載せていただきたいというお願いです。

○神元会長 そちらのほうもよろしくお願いいたします。

ほかにご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元会長 これで、本日の議題は全て終了しました。

司会を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（江積区政課長） 神元会長、ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたり、本当にお疲れさまでした。貴重なご意見をありがとうございます。

次回の審議会の開催は7月10日水曜日の午前10時からを予定しております。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了させていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。

以 上